

宮城県相談支援専門員の要件となる実務経験一覧表

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

①下表第1号、第2号、第4号の期間が通算して5年以上

②下表第3号の期間が通算して10年以上

③下表第5号の期間が5年以上かつ第1号から第4号までの期間が通算して3年以上

第1号 相談支援 の業務	ア～カに掲げる施設等で、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間
	ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業
	イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所（市町村役場、福祉事務所、保健所）
	ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院
	エ 病院【※1】、診療所【※1】
	オ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
	カ ○その他これらに準ずる施設等【※2】 障害児（者）地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業、居宅介護支援事業、地域包括支援センター、一般相談支援事業、特定相談支援事業、被災者の心のケア支援事業【※3】
第2号 介護等の 業務 (資格有)	ア～エに掲げる施設等で、介護等の業務（身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務）に従事した期間 (社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又はである者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）に限る。)
	ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室【※4】
	イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業
	ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
	エ ○その他これらに準ずる施設等【※2】 身体障害者療護施設、身体（知的）障害者授産施設、身体（知的）障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、精神障害者社会復帰施設、市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所
第3号 直接支援 の業務 (資格無)	第2号ア～エに掲げる施設等で、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 介護等の業務に従事した期間
第4号 就学相談 等の業務	特別支援学校で、就学相談等の業務（障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務）に従事した期間
第5号 国家資格 等保有者	次に掲げる資格に基づき（資格取得後に）、当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

<留意事項>

この資料は、厚生労働省告示※で定められている、相談支援専門員に係る実務経験の要件等を抜粋してまとめたものです。必ず、厚生労働省告示をあわせてご参照ください。

<語義の整理等>

表中の用語の語義は、以下に例示するものの他、厚生労働省告示に拠ります。

[※1] 社会福祉主事任用資格者、訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者、第 5 号に掲げる資格を有している者又は第 1 号のア～オに掲げる施設等で従事した期間が 1 年以上の者に限る。

[※2] その他これらに準ずる施設等

本県では、上表に記載の施設等のみが該当します。

[※3] 被災者の心のケア支援事業

本県では、次の事業のみが該当します。

- (1) 東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱（平成 23 年 12 月 22 日施行）に基づく東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業のうち被災者の心のケア支援事業
- (2) 東日本大震災に係る宮城県被災者の心のケア支援事業実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく事業
- (3) 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）実施要綱（平成 23 年 8 月 3 日施行）に基づく事業

[※4] 療養病床関係病室

病院又は診療所の病室であって医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床に係るもの

※ 「厚生労働省告示」

- ・ 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 225 号）
- ・ 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 226 号）
- ・ 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 227 号）

※ ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言います。

例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言います。

（平成 18 年 6 月 23 日厚生労働省事務連絡）

※ 実務経験が本表のいずれに該当するか御不明な場合は、事業の運営主体や施設の設置主体等に御確認ください。